

大分県報

令和八年
第六九九号
四月二十一日

（火曜日）

目次

告示

- 一 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧
- 一 林業種苗法による生産事業者の登録（四件）
- 一 特定漁港漁場整備事業計画の案
- 二 建築基準法による道路位置の指定

告示

大分県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、荻柏原土地改良区理事長佐藤慶一からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年四月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	第一号溜池地区	令八・四・二一から 令八・五・一一まで	竹田市役所

大分県告示第九十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

事業者の登録を行った。

令和八年四月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

西部第四四号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

高村 秀樹

大分県日田市天瀬町五馬市栗の木二千六百六十五番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

高村種苗園

大分県日田市天瀬町五馬市

大分県告示第九十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年四月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

南部第五十一号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

川野 尚人

大分県佐伯市弥生大字平井四百八十三番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

大分県告示第九十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年四月二十一日

大分県報（告示）

令和八年四月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

北部第十号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

農事組合法人アグリストアあじむMIRAI 代表理事 佐藤 豊孝

宇佐市安心院町古市百十八番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

農事組合法人アグリストアあじむMIRAI

宇佐市安心院町古市百十八番地

大分県告示第二百号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年四月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

西部第五百号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社 岳

大分県玖珠郡玖珠町太田千四百七十三―一

三 生産事業の内容

1 種穂 採取・精選

2 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

株式会社 岳

大分県玖珠郡玖珠町大字太田千四百七十三―一

大分県告示第二百一号

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年四月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 縦覧に供する書類の名称

佐賀関地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧の期間

令和八年四月二十一日から

令和八年五月十一日まで

三 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分市農林水産部林業水産課

大分県告示第二百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和八年四月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号

大土第六―三号

指定位置

由布市挾間町下市
字堤口八七六番二

指定年月日

令八・三・三一

道路の幅員

メートル
五・〇〇

道路の延長

メートル
三二・一〇